

令和 8 年度県内企業の脱炭素化推進事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 福島県（以下「県」という。）は、福島県 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、福島県地域脱炭素推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）等の伴走の下、事業活動に伴う温室効果ガス排出量を把握し、その削減計画に基づき、自社の事業所内に高効率設備又は高効率設備と太陽光発電設備を導入する事業者を支援し、県内企業の脱炭素化のモデルを創出するため、事業者に対し、予算の範囲内において令和 8 年度県内企業の脱炭素化推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和 8 年 3 月 31 日環地域事発第 260331 号改正）及び福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和 45 年福島県規則第 107 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 高効率設備
従来の設備に対して一定以上の二酸化炭素削減効果が得られるもの等をいう。
- (2) 太陽光発電設備
太陽光モジュール及び当該太陽光モジュールの付帯設備をいう。
- (3) 事業者
県内に事業所を設置し、事業活動を行う者をいう。
- (4) 中小企業等
別表第 2 に定める中小企業等の定義に該当する法人又は個人をいう。
- (5) 交付申請者
補助対象事業を行うため、県に対して補助金の交付申請を行う者をいう。
- (6) 支援機関
コンソーシアムの構成機関（株式会社東邦銀行、株式会社福島銀行、株式会社大東銀行、福島県商工会議所連合会、福島県商工会連合会、福島県中小企業団体中央会、福島県地球温暖化防止活動推進センター）及び県内の各商工会議所・各商工会をいう。

(補助金の交付対象等)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第 1 のとおりとする。

- 2 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第 2 のとおりとする。
- 3 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第 3 のとおりとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、別表第 4 のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 交付申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、福島県知事（以下「知事」という。）が別に定める日までに、第1号様式（補助金交付申請書）に別に定める書類を添えて提出しなければならない。

2 第1項の規定により補助金の交付を申請した者が交付決定前に当該申請を辞退するときは、第2号様式（補助金申請辞退届）を知事に提出しなければならない。

（事前着手）

第6条 交付申請者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、当該年度内において交付決定の日より前に補助対象事業に着手する場合は、第3号様式（事前着手届出書）を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、交付申請者は、交付決定を受けるまでの期間（交付決定がなされなかった場合も含む。）に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承した上で当該事業に着手するものとする。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等）

第7条 交付申請者は、第5条第1項の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第8条 知事は、補助金の交付を決定したときは、第4号様式（補助金交付決定通知書）により、当該交付決定を受けた交付申請者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定に関して必要な条件を付することができる。

（事業内容の変更等）

第9条 補助事業者が、補助金交付決定を受けた補助事業の内容を変更（全部又は一部の承継、中止又は廃止を含む。）しようとするときは、あらかじめ、第5号様式（補助金交付決定変更（中止・廃止）承認申請書）を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合においては、この限りでない。

2 前項に掲げる軽微な変更は次のとおりとする。

（1）補助目的に変更をもたらすものではない事業内容の変更

（2）補助対象経費の20%以内の減額（補助金の額に変更を伴わない場合に限る。）

3 補助事業者は、規則第6条第1項第3号の規定に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに第6号様式（遅延報告書）を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

（変更等の承認）

第10条 知事は、前条第1項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、当該変更を承認するか否かを決定し、第7号様式（補助金交付決定変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書）により、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、条件を付することができる。

（申請を取り下げることができる期日）

第11条 規則第8条第1項に定める別に定める期日は、第8条による交付決定通知書又は第10条第1項の変更承認（不承認）通知書を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

2 前項の取り下げを行うときは、第8号様式（交付申請取下届出書）を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第12条 規則第11条の規定による状況報告は、第9号様式（実施状況報告書）により必要に応じて求めるものとする。

（実績報告）

第13条 規則第13条の規定による実績報告は、第10号様式（完了実績報告書）に別に定める書類を添えて、補助対象事業の完了日から起算して30日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、第9条第3項に規定する遅延報告書の承認を得たときは、第11号様式（年度終了実績報告書）を、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 知事は、前条の完了実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第12号様式（補助金額確定通知書）により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の確定通知は、確定した額が補助金交付決定額と同額の場合は、省略することができる。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 補助事業者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、速やかに第13号様式（消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

（補助金の交付請求）

第16条 補助事業者は、補助対象事業完了後に第14号様式（補助金交付請求書）により補助金の交付を請求するものとする。

（交付決定の取消等）

第 17 条 知事は、交付申請者又は補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合

(2) 規則又はこの要綱並びに関係法令に違反する行為があった場合

2 知事は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第 18 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円を超える機械器具、備品その他重要な財産（以下「処分制限財産」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、法令を遵守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 処分制限財産の処分等（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、廃棄し、太陽光発電設備の設置場所を変更することをいう。）を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間とする。

3 補助事業者は、処分制限財産について、第 15 号様式（取得財産管理台帳兼取得財産明細書）により記帳整理し、処分制限期間内は備えて置かなければならない。

4 補助事業者は、処分制限財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ第 16 号様式（取得財産処分承認申請書）を知事に提出しなければならない。

5 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、審査結果を当該補助事業者に通知する。

6 知事は、処分制限財産の処分等を承認する場合において、交付した補助金のうち、相当額について、県への納入を命ずることができる。

(会計帳簿等の整備等)

第 19 条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業完了日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。ただし、処分制限財産について第 18 条第 2 項に定める期間を経過しない場合においては、取得財産管理台帳兼取得財産明細書その他関係書類を保存しなければならない。

(暴力団排除等に関する誓約)

第 20 条 交付申請者は、暴力団排除等に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(報告及び検査等)

第 21 条 知事は、必要があると認める場合は、補助事業者に対して報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員により帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(太陽光発電設備に係る報告)

第 22 条 太陽光発電設備を設置した補助事業者は、太陽光発電設備の発電量、電力使用量、購入量等について、設置した日の属する月の翌月から 12 か月後までの利用状況を第 17 号様式（太陽光発電設備利用状況報告書）により知事に提出しなければならない。また、12 か月経過後の発電量等のデータについても、県は情報提供を求めることができる。

（アンケート調査等への協力）

第 23 条 補助事業者は、県が効果検証又は脱炭素の取組状況の確認のために実施するアンケート調査に協力するものとする。

2 知事は、アンケート調査により把握した結果について、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

（その他）

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 1 3 日から施行する。

別表第1 補助事業（第3条第1項関係）

補助事業	<p>(1) 高効率設備導入事業 県内の事業所に、次の各号に掲げる高効率設備を導入する事業</p> <p>ア 高効率空調機器 イ 高機能換気設備 ウ 高効率照明機器 エ 高効率給湯機器 オ コージェネレーションシステム</p> <p>(2) 太陽光発電設備導入事業（自己所有に限る。） 県内の事業所に太陽光発電設備を導入する事業</p>
補助事業の要件	<p>(1) 共通要件</p> <p>ア 支援機関の支援の下、専門家による省エネ診断等により温室効果ガス排出量を自ら把握するとともに、その削減計画を策定すること。</p> <p>イ 本補助金のほか、法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施するものでないこと。</p> <p>ウ 導入する設備を事業所内（敷地内等に限る。）に設置すること。</p> <p>エ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。</p> <p>オ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助の目的に沿って設備を活用できる見込みがあること。</p> <p>(2) 高効率設備導入事業 次の各号に掲げる設備のいずれかを導入する事業であって、それぞれ次に定める要件を満たすものであること。</p> <p>ア 高効率空調機器 従来の空調機器等に対して30%以上の省CO₂効果が得られるものであること。</p> <p>イ 高機能換気設備 平時に活用するものであって、次の各号の要件を全て満たすこと。</p> <p>(ア) 全熱交換器（JIS B 8628に規定されるもの）であること。 (イ) 必要換気量（1人当たり毎時30m³以上※）を確保すること。 (ウ) 熱交換率40%以上（JIS B 8639で規定）であること。</p> <p>※ 建築物の構造上、一人あたり毎時30m³を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」（令和2年3月30日厚生労働省）を確認すること。</p> <p>ウ 高効率照明機器 調光制御機能※を有するLEDであること。</p> <p>※ 調光制御機能とは、以下のいずれかの機能を指す。</p> <p>① スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能）</p> <p>② 明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する機能）</p> <p>③ 在/不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する機能）</p>

エ 高効率給湯機器
従来の給湯機器等に対して 30%以上の省 CO₂ 効果が得られるものであること。

オ コージェネレーションシステム
都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。温泉付随ガスを燃料とする場合は、温泉法第 14 条の 2 の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第 14 条の 5 の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。

(3) 太陽光発電設備導入事業（自己所有に限る。）

高効率設備導入事業と併せて実施するものであって、次に定める要件を満たすものであること。

ア 未使用の太陽光発電設備（100kW 以下）であること。

イ 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量を全て自家消費すること。

ウ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく FIT 又は FIP の認定を取得しないこと。

エ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないこと。

オ 発電量を計測する機器を備えること。

カ 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に定める次の事項を含む遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT 又は FIP の認定を受けた者に対するものを除く。）。

(ア) 地域住民及び地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。

(イ) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

(ウ) 防災、環境保全及び景観保全を考慮し、交付対象設備の設計を行うよう努めること。

(エ) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は、「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照すること。

(オ) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合は、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称、代表者氏名、住所、連絡先電話番号、保守点検責任者の名称、氏名、住所、連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したものを）を掲示すること。ただし、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に記載する例外を除く。

(カ) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査及び報告徴収に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

(キ) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

(ク) 防災、環境保全及び景観保全の観点から、計画段階で予期しなかった問題が生じた場合は、適切な対策を講じ、災害防止、自然環境の保全及

<p>び近隣への配慮を行うよう努めること。</p> <p>(ケ) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。</p> <p>(コ) 10kW以上の太陽光発電設備の場合は、交付対象設備の解体、撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において適切な廃棄及びリサイクルを実施すること。</p> <p>(サ) 10kW以上の太陽光発電設備の場合は、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険、地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。</p>
--

別表第2 補助対象者（第3条第2項関係）

補助対象者	<p>県内に高効率設備又は高効率設備と太陽光発電設備を導入することができる事業所を所有する中小企業等であって、支援機関の伴走の下、自社の事業活動に伴い排出される温室効果ガス排出量の把握（見える化）及び削減計画の策定に取り組むもの。</p> <p style="text-align: center;">中小企業等の定義</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">業種 (日本標準産業分類で定める業種)</th> <th style="text-align: center;">資本金の額又は 出資の総額</th> <th style="text-align: center;">常時使用する 従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①「製造業」「建設業」「運輸業」 「その他の業種（②～④を除く）」</td> <td style="text-align: center;">3億円以下</td> <td style="text-align: center;">300人以下</td> </tr> <tr> <td>②「卸売業」</td> <td style="text-align: center;">1億円以下</td> <td style="text-align: center;">100人以下</td> </tr> <tr> <td>③「サービス業」</td> <td style="text-align: center;">5千万円以下</td> <td style="text-align: center;">100人以下</td> </tr> <tr> <td>④「小売業」</td> <td style="text-align: center;">5千万円以下</td> <td style="text-align: center;">50人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たすこと。</p> <p>2 複数の業種に該当する場合は、直近の決算書において「売上高」が大きい方を主たる業種とする。</p> <p>3 「公務」、「分類不能の産業」は除く。</p>	業種 (日本標準産業分類で定める業種)	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	①「製造業」「建設業」「運輸業」 「その他の業種（②～④を除く）」	3億円以下	300人以下	②「卸売業」	1億円以下	100人以下	③「サービス業」	5千万円以下	100人以下	④「小売業」	5千万円以下	50人以下
	業種 (日本標準産業分類で定める業種)	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数													
①「製造業」「建設業」「運輸業」 「その他の業種（②～④を除く）」	3億円以下	300人以下														
②「卸売業」	1億円以下	100人以下														
③「サービス業」	5千万円以下	100人以下														
④「小売業」	5千万円以下	50人以下														
補助対象者の要件	<p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(3) 全ての県税について未納がないこと。</p> <p>(4) 当該年度において、本事業による補助金の交付決定を受けていないこと。ただし、前年度からの繰越事業に係る変更交付決定を除く。</p> <p>(5) コンソーシアムが実施する、県内企業の脱炭素化の取組に関する広報活動等に協力することに同意していること。</p> <p>(6) 次の各号のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 政治活動及び宗教活動を事業目的とする中小企業等</p> <p>イ 公序良俗に反することを事業目的とする中小企業等</p> <p>ウ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断されること（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく規制の対象となる事業）を事業目的とする中小企業等</p> <p>(7) 役員（支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう）が次の各号のいずれにも該当しないこと。</p>															

	<p>ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる者。なお、暴力団員には暴力団での構成員でなくなった日から5年を経過していない者も含む。</p> <p>イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。</p> <p>ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。</p> <p>エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。</p> <p>オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。</p> <p>カ 委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者。</p>
--	--

別表第3 補助対象経費（第3条第3項関係）

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用

		<p>③機械の設置撤去及び仮道布設原道補修等に要する費用</p> <p>④技術管理に要する費用</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>
	現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であつて、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
	一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費	本工事に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する費用をいう。
設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。
業務費	業務費	事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等による調査、設計、製作、試験及び検証に要する費用をいう。
事務費	事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

別表第4 補助金の額（第4条関係）

補助金額	<p>(1) 高効率設備導入事業 補助対象経費の2分の1以内</p> <p>(2) 太陽光発電設備導入事業（自己所有に限る。） 太陽光発電設備の出力1kW※当たり5万円を乗じて得た額 ※太陽光モジュールのJIS等に基づく交渉最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方をkW単位で小数点以下を切り捨てた値</p> <p>(3) 補助金額の上限 (1)及び(2)の補助金額の合計額は、1,000万円を上限とする。</p> <p>(4) 加算要件 ふくしま産業育成資金（カーボンニュートラル枠）を活用する場合は、上記により算定した補助金額に100分の10を乗じて得た額を加算することができる。</p>
補助金額の算定方法等	算定した補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。